

第18節 その他の規定

本規程の第1節乃至第17節の規定を適用することができない利用方法により著作物を利用する場合は、著作物利用の目的および態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。

附 則

(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日（平成13年11月1日）から実施する。但し、第13節BGMの規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第9節2有線テレビジョン放送（CATV）等及び第12節インタラクティブ配信の規定については平成14年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1節1上演形式による演奏及び第1節2演奏会における演奏の規定については、平成15年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章総則の備考及び第2章第8節ビデオグラムの規定については、平成16年7月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第12節インタラクティブ配信の規定については、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第5節 オーディオ録音、第13節 C Dグラフィックス等、第14節 カラオケ用ICメモリーカード、第15節 その他の規定については、平成18年1月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第2節 放送等及び第11節 インタラクティブ配信の規定については平成19年1月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 3 演奏会以外の催し物における演奏、4 カラオケ施設における演奏等、5 ダンス教授所における演奏等及び6 社交場における演奏等の規定については、平成19年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第8節 有線放送等の規定については、平成20年8月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第10節 業務用通信カラオケの規定については、平成21年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 6 フィットネスクラブにおける演奏等の規定については、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 7 カルチャーセンターにおける演奏等の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第1節 1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第3節 映画1録音の規定については、平成24年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第11節 インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥（音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）については、平成25年8月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第3節 映画2上映の規定については、平成26年1月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第10節 業務用通信カラオケの規定については、平成26年7月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第4節出版等の規定については、平成26年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第11節インタラクティブ配信の規定については、平成28年2月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第1章 総則、第2章 第15節 広告目的で行う複製、第16節 ゲームに供する目的で行う複製の規定については、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第12節 BGMの規定については、平成28年5月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章 第7節 ビデオグラム録音の規定については、平成28年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節4カラオケ施設における演奏等、10音楽教室における演奏等の規定については、平成30年3月7日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第9節貸与の規定については、平成30年5月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第3節2上映、第5節オーディオ録音、第7節ビデオグラム録音及び第13節CDグラフィックス等の規定については、2019年10月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第7節ビデオグラム録音の規定については、2023年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節1上演形式による演奏、2演奏会における演奏、3演奏会以外の催物における演奏の規定については、2024年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第1節10歌謡教室における演奏等、11音楽教室における教師による楽器演奏等の規定については、2025年4月1日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第2章第17節業務用音楽配信の規定については、2025年5月1日から実施する。